

2021年2月5日

苫小牧市長
岩倉 博文 様

連合北海道胆振地域協議会
会 長 日西 和広
連合北海道苫小牧地区連合
会 長 諸橋 克幸

地域における雇用対策および非正規職員の 処遇改善などに関する要請書

地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに
対し、心より敬意を表します。

さて、内閣府が12月8日発表した2020年7-9月期の四半期別GDP速報(2次速報値)では、実質
GDP成長率が前期比5.3%プラス、年率換算22.9%プラスとなっています。また、12月14日に
日銀札幌支店が発表した12月の短観によると、企業の業況判断指数(DI)は、全産業でマイナス
10と、9月の前回調査から9ポイント改善していますが、金融経済概況の北海道の全体感では「
北海道地域の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあり、足も
とでは持ち直しのペースが鈍化している」としています。GDPの6割を占める個人消費拡大や
持続に向けて賃上げの重要性が増しています。

一方、道内の有効求人倍率は0.99倍(11月)と11ヶ月連続で前年同月を下回り、新型コロ
ナウイルス感染症の影響が大きいといえます。また、新規求人の49.1%は正社員求人以外とな
るなど、雇用内容は有期・短時間・契約等の割合が高い水準のままです。建設・警備員等の人
材不足が深刻化する一方で、一般事務および軽作業員では求職数が大幅に上回るなど、雇用の
ミスマッチが依然として改善されない状況です。

私たちは、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れていますが、道内の来春卒業
予定の高校生の11月末現在の求人数は、15,622人と、前年同期に比べ大幅な減少(2,898人減
少)にあり、求人倍率2.42倍、就職内定率71.4%(前年同期12.2ポイント減少)と厳しい状況
にあります。採用内定開始日が1ヶ月後ろ倒しへ変更となっていることから単純比較出来ない
ものの、より一層、道内企業への就職促進を進めていく必要があります。

また、昨今の労働相談では雇用形態に関わらず、雇用契約・退職勧奨・有給休暇など、
新型コロナウイルス感染症に関係すると思われる相談が多くなっています。4月からは働
き方改革関連法が完全施行され、残業時間上限規制、同一労働同一賃金など、労働関係法
令の遵守徹底、働きがいを感じる職場環境作りも急務の課題です。さらに、公共サービスを
担う直接雇用の非正規職員や、地方自治体の仕事を担う民間労働者にも拡大しています。非正規
雇用者の大部分は有期雇用という不安定な雇用状態に置かれており、年収200万以下の就労者が
多く、フルタイムで働いても、多くの人々は貧困という状態から抜け出すことが困難な状況に立
たされています。地方自治体は率先して不安定雇用労働者や働く貧困層を解消すべきです。

これらの解決のためには、国・地方自治体の連携、地方自治体と経済・産業関係団体や労働
関係団体等との連携による積極的な取り組みが極めて重要です。

貴市におかれましては、以下の課題に全力をあげられますよう要請します。

記

1. 地域における雇用対策の拡充

(1) 地域における雇用対策推進体制の確立

北海道労働政策協定に基づき、女性や、若年者、中高年齢者、高齢者、障がい者、外国人材など多様な働き手の就業支援や職業能力開発など産業人材の育成を促進すると同時に、安心して働くことができる環境づくりを進めることや、「ネットワーク会議」を活用し(総合)振興局や関係機関との継続的な連携をはかり、雇用の創出・安定に取り組むこと。

(2) 若年者の早期離職防止

- ① 新卒者を含む若年者と中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。
- ② 道内の高卒3年以内の離職率は44.6(前年45.5)%、また、従業員数が少ないほど離職率が高く、依然として改善傾向が見られない。就職活動時には、ユースエール認定企業の紹介や周知、職場定着に向け、採用後のミスマッチを少なくするための一層の取り組みとして、インターンシップ受け入れ企業の拡充、新入社員教育時や入社後教育時のフォロー、若者の相談窓口や声・意見を吸収・把握する体制整備、ワークルール教育の機会、「人材確保等支援助成金」を有効活用した離職防止などについて、産学官連携した取り組みを行うこと。

(3) 就職氷河期世代対策および雇用維持

- ① 就職氷河期世代(30歳代から40歳半ば)には、正社員になりたくてもなれない、所謂不本意非正規労働者が数多くいる。社会人採用枠を活用し、不本意非正規労働者を正職員として採用をすること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により企業業績が悪化することによって、解雇される労働者が増加している。「雇用調整助成金」など、あらゆる給付金・助成金・補助金を企業に周知し、雇用維持に努めるよう促すこと。

(4) 自治体における非正規職員等の不安定雇用の解消

- ① 2020年4月から「地方公務員法・地方自治法の一部改正」に伴う会計年度任用職員制度がスタートしたが、一時金(2.55月未満)や昇給(4号俸未満)、諸手当、休暇制度の整備など、常勤職員との均衡・権衡といった法改正の趣旨を十分に踏まえた処遇となっていないことから、同一自治体における常勤職員と同様の改善を図ること。
- ② 本来、常勤職員が行うべき業務について、現在、会計年度任用職員が担っている場合は、常勤職員としての職の配置・増員と、現に業務を担っている会計年度任用職員を常勤職員に移行すること。
- ③ 短時間の会計年度任用職員のうち約4人に1人が週35時間以上勤務となっている。財政上の制約を理由とした合理的な理由なく短い勤務時間を設定することは、法改正の趣旨に沿わないことから、業務実態や時間外勤務の状況等も考慮し、少なくとも週所定35時間以上勤務の会計年度任用職員については、フルタイムに切り替えること。
- ④ 会計年度任用職員の再度の任用に関して、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取り扱いの原則などから避けるべきものであり、現在、再度の任用に上限を設けている場合は、その撤廃を行うこと。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大による、学校の休校や公共施設の閉館等を余儀なくされる場合も、業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事

させるなど、会計年度任用職員等の働く場を確保すること。やむを得ず休業させる場合であっても給与の全額を休業手当等として支給すること。

- ⑥ 会計年度任用職員の処遇改善に必要となる財源確保に向けて、引き続き、国への働きかけを強めること。

2. 安心・安全な住民生活を支える町づくりの推進

(1) 災害時における支援体制の整備

- ① 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備すること。
- ② 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達を支援する体制を整備すること。
- ③ 病院、介護保険施設、居住系サービス、福祉施設等における避難計画・体制を見直すとともに、同計画にもとづき職員・入所者等に対する防災教育や避難訓練の実施を徹底すること。
- ④ 被災地や避難所における感染性疾患の拡大を防止する観点から、様々な災害時に対応する感染症抑制の知見や経験を普及し、避難所の数の確保、換気装置の整備など、平時から対策を講ずること。
- ⑤ 災害時でも地域住民に対する医療・介護サービスを提供できるよう、広域的な医療と介護の連携体制を構築すること。
- ⑥ 避難所における被災者の健康状態を維持するため、マスク、消毒用エタノールなど消毒剤、総合感冒薬、うがい薬等の分散備蓄体制を構築し、衛生環境を保持すること。併せて、乳幼児の健康状態を確保するために特に必要となる水、粉ミルク、アレルギー食、清潔な環境などの確保に十分配慮した避難体制を構築すること。

(2) 介護サービス提供体制の整備と感染症への対応

- ① 仕事と介護を両立し安心して生活できるよう、地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組むこと。
- ② 単身者を含む要介護者の在宅生活と家族の就労生活に影響を及ぼさないよう、生活援助中心型の訪問介護サービスについて、利用回数が一定以上のケアプランを検証する際には、サービス利用者の生活実態に即して判断することとし、画一的な運用で一律に利用回数を制限しないこと。
- ③ 認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の配置を確実に進めること。また、認知症の人が安易に入院しないよう、地域での支援体制を整備すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、国民健康保険制度等により傷病手当金を支給できるよう、必要な条例を制定するとともに、周知すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の施設への応援体制、介護職員の応援派遣など、介護崩壊しないシステムの構築に取り組むこと。
- ⑥ 新型コロナ陽性者はもちろん、医療・介護従事者をはじめエッセンシャルワーカーへの

不当な差別や偏見、誹謗中傷をなくすため、管内のあらゆる企業・団体等と連携して啓発活動に取り組むこと。

(3) 住民生活を支える地域公共交通の確保

- ① 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、改正「地域公共交通活性化再生法」を踏まえ、クロスセクター効果に着目した「地域公共交通計画」を策定し、まちづくりと一体となった公共交通の維持・確保を図ること。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求めること。
- ② 広域な交通ネットワークの確立に向けて、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参画による「地域公共交通計画」の策定に取り組むこと。
- ③ いわゆる「ライドシェア」などの新たな有償旅客運送事業について、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこと。
- ④ 新型コロナウイルスの感染拡大に対応して、地域の交通事業者が十分な感染防止対策を講ずることが出来るよう、継続的な支援に取り組むこと。

3. 自治体財政の確立

- ① 地方の税収は厳しくなることが予想される一方で、地方の行政ニーズは新型コロナ感染症対策により一層の多様化・増加が見込まれることから、地方の行政需要に対応した財源の安定的な確保に向けて、国への働きかけを強めること。
- ② コロナ禍で広く市民に認識されたエッセンシャルな存在である自治体職員は、地域住民の生命を守り、市民生活を保障するために奮闘している。市民の安全・安心の確保に向けて、持続可能な公共サービスを提供・拡充するため、公共サービスに対する財政的基盤の確保と、そのもとでの処遇改善・人員確保を一体的に取り組む必要がある。特に、新型コロナ禍に便乗した自治体財政不足を理由とする給与等の独自削減は、市民にとって不可欠なサービスを提供する職員の士気低下につながることから厳に慎むこと。財源不足への対応として、引き続き、国への要請を強化するとともに、コロナ禍のもとで、不実施または減額となる事務事業の洗い出しや、急を要さない事務事業の休止や縮小などの見直し等により財源確保を行うこと。

以 上